

駒ヶ根市景観条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 景観計画の策定等（第6条—第10条）

第3章 行為の規制等（第11条—第20条）

第4章 景観重要建造物等

第1節 景観重要建造物の指定等（第21条—第25条）

第2節 景観重要樹木の指定等（第26条—第30条）

第5章 自主的活動の支援（第31条—第34条）

第6章 景観審議会（第35条—第41条）

第7章 雑則（第42条）

附則

前文

私たちのまち駒ヶ根市は、雄大なふたつのアルプスに抱かれ、そのふところから流れ出る清流、みどり豊かな森林や里山、市内全域に広がる田園風景やそれと調和する街並みなど、自然と生活が織りなす多彩で美しい景観に恵まれている。

この景観は、豊かな自然の中で人々が育んできた暮らしや文化、歴史が積み重ねられ形づくられたかけがえのない市民共有の財産である。

この景観を最大限にいかし、ゆとりと豊かさを実感できる魅力あふれるふるさととして発展させることが私たちの願いである。

私たちは、様々な主体が愛着と誇りを持って景観の育成に参画し協働することによって、優れた景観を後世に継承していくために、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）に基づく景観計画の策定、行為の規制その他良好な景観の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、美しく雄大な自然と調和した景観の育成を図り、もって未来につなぐ魅力あるまちづくりに資する

ことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「景観の育成」とは、市の特性をいかした良好な景観を次世代に引き継ぐよう、市民、事業者、市がそれぞれの責務を遂行し、協働によりこれを保全又は創出することをいう。

(市の責務)

第3条 市長は、法第2条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、景観の育成を推進するための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市長は、前項の施策の策定及びその実施にあたっては、市民の意見が反映されるよう努めなければならない。

3 市長は、公共施設の整備及び建築物の建築等を行うときは、景観の育成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

4 市長は、市民及び事業者の良好な景観に関する意識の高揚を図るため、知識の普及及びその他必要な措置を講ずるとともに、市民及び事業者の景観の育成に資する活動を支援するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自らが景観を育成する主体であることを認識し、景観の育成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うにあたっては、地域の景観に与える影響を認識し、積極的に景観の育成に努めるとともに、市が実施する景観の育成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第6条 市長は、景観の育成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画（法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）を策定するものとする。

(策定の手続)

第7条 市長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、第35条に規定する駒ヶ根市景観審議会（この章、次章及び第4章において「審議会」

という。)の意見を聴かなければならない。

(計画提案を行うことができる団体等)

第8条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第31条第1項の規定による景観まちづくり団体の認定を受けた団体及び第34条第1項の規定による景観育成住民協定の認定を受けた団体とする。

(計画提案に対する判断等)

第9条 市長は、法第11条第1項又は第2項の規定による提案があった場合において、法第12条の規定による判断をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の提案を行った者は、審議会の会議に出席し、当該提案に関する意見を述べるができる。

(景観育成重点地区)

第10条 市長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域内において、景観の育成が特に必要と認める区域を景観育成重点地区(以下「重点地区」という。)として定めることができる。

2 重点地区は、次の各号に掲げる区域のうち、特に重点的に景観の育成を図る必要がある区域とする。

- (1) 優れた眺望景観を有する区域
- (2) 自然と調和した景観を有する区域
- (3) 市を印象づける景観を有する区域
- (4) 第34条第1項に規定する景観育成住民協定が締結されている区域
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が景観育成上必要と認める区域

第3章 行為の規制等

(行為の届出事項等)

第11条 法第16条第1項の条例で定める事項は、同項各号に掲げる行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該行為の完了予定日とする。

2 法第16条第1項の規定による届出は、規則で定める届出書に規則で定める図書を添付して行うものとする。

(届出が必要なその他の行為)

第12条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観法施行令(平成16年政令第398号)第4条第1号及び第4号に規定する行為とする。

(届出を要しない行為)

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 仮設の建築物の建築等
- (2) 農業、林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更
- (3) 公共施設、鉄道若しくは軌道を整備するために行う工作物の建設等又は土地の形質の変更
- (4) 屋外における土砂、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの
 - ア 農業、林業又は漁業を営むために行うもの
 - イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
- (5) 法第16条第1項の届出を要する行為（同項第2号に掲げる行為にあつては規則で定める工作物に係る行為に限る。）で、規則で定める規模以下のもの
- (6) 他の法令又は条例の規定に基づき許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定める行為
(助言及び指導等)

第14条 市長は、景観の育成のために必要があると認めるときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言若しくは指導をし、又は当該届出に係る行為の現況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により助言又は指導をしようとする場合において必要と認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(勧告)

第15条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとする場合において必要と認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(勧告に従わなかった旨の公表)

第16条 市長は、前条の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の公表にあたっては、当該者に意見陳述の機会を与えた上で、審議会の意見を聴かなければならない。

(特定届出対象行為)

第17条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に規定する行為（第13条第5号に該当するものを除く。）とする。

(変更命令等)

第18条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による変更命令等をしようとするときは、審議

会の意見を聴かなければならない。

(行為の着手日の短縮)

第19条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた行為についての制限に適合していると認めるときは、速やかに、当該届出をした者に対し法第18条第2項の規定により期間を短縮する旨の通知をしなければならない。

(空地等に係る助言、指導及び勧告)

第20条 市長は、良好な景観を著しく阻害している空地、建築物又は工作物について、その所有者、占有者又は管理者に対し、良好な景観形成に配慮した利用又は管理を図るよう助言、指導及び勧告をすることができる。

第4章 景観重要建造物等

第1節 景観重要建造物の指定等

(景観重要建造物の指定の手続)

第21条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第22条 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、市長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、当該修繕前の外観を変更しないこと。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(原状回復命令等の手続)

第23条 市長は、法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第24条 市長は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(指定の解除の手続)

第25条 市長は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第2節 景観重要樹木の指定等

(景観重要樹木の指定の手続)

第26条 市長は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第27条 法第33条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良い景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(原状回復命令等の手続)

第28条 市長は、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第29条 市長は、法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(指定の解除の手続)

第30条 市長は、法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第5章 自主的活動の支援

(景観まちづくり団体)

第31条 市長は、一定の区域内において、良好な景観形成を図ることを目的とする市民等が構成する団体のうち規則で定める要件を満たすものを、景観まちづくり団体に認定することができる。

2 景観まちづくり団体の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 市長は、景観まちづくり団体が第1項の要件に該当しなくなると認めるときその他景観まち

づくり団体として適当でないとき、その認定を取り消すことができる。

(表彰)

第32条 市長は、景観の育成に著しく寄与していると認められる建築物等その他のものについて、その所有者、管理を行う事業者等を表彰することができる。

2 市長は、前項に定める者のほか、景観の育成に著しく寄与すると認められる行為を行った者を表彰することができる。

(景観の育成に係る助成等)

第33条 市長は、景観の育成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、専門家の派遣若しくは技術的な援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。

(景観育成住民協定)

第34条 市長は、市民又は土地若しくは建築物の所有者若しくは権限を有する者が景観の育成に関する住民協定を締結した場合において、その内容が地域の景観の育成の推進に資するものであると認めるときは、当該協定を景観育成住民協定として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定により景観育成住民協定を認定したときは、その概要を公表するものとする。

第6章 景観審議会

(設置)

第35条 景観の育成に関し必要な事項を調査審議するため、駒ヶ根市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第36条 審議会は、この条例に定めるもののほか、市長の諮問に応じ、景観の育成に関する事項について調査審議する。

(組織)

第37条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、公募に応じた市民、関係団体の代表者及び識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第38条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第39条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第40条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第41条 審議会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

第7章 雑則

(委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第11条から第34条までの規定及び次項の規定は、平成25年6月1日から施行する。

(駒ヶ根市美しい景観まちづくり条例の廃止)

- 2 駒ヶ根市美しい景観まちづくり条例（平成8年条例第3号）は、廃止する。

(駒ヶ根市美しい景観まちづくり条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による駒ヶ根市美しい景観まちづくり条例の廃止の際、現に同条例第19条第2項の規定により市長の認定を受けている美しい景観まちづくり住民協定は、第34条第1項の規定により市長の認定を受けた景観育成住民協定とみなす。

(駒ヶ根市建築協定条例の一部を改正する条例)

- 4 駒ヶ根市建築協定条例（平成9年条例第8号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)